

広島県水道広域連合企業団管理規程第8号

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程
(広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程(令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(職員の職) 第3条 (略) 2 (略)				(職員の職) 第3条 (略) 2 (略)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
課長	(略)	(略)	(略)	課長	(略)	(略)	(略)
情報統括監	課	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、通信基盤、情報システム、ネットワーク及び情報セキュリティ対策に関する事務を掌理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3-4 (略)				3-4 (略)			

(広島県水道広域連合企業団組織規程の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団組織規程(令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(内部組織) 第8条 (略)				(内部組織) 第8条 (略)			
名称	課及び事業所名	係名	位置	名称	課及び事業所名	係名	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
東広島事務所	(略)	(略)	(略)	東広島事務所	(略)	(略)	(略)
	維持課	給水第一係、給水第二係、浄水係			維持課	給水係、浄水係	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部改正)

第3条 広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営部長等の専決事項) 第8条 (略) 2 (略) <u>3 情報統括監は、その所掌に属する事務のうち、第2項の規定により、課長が専決することができる事項について専決することができる。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	(経営部長等の専決事項) 第8条 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。